施策評価シート【重点施策】

個別施策 - (1)

若い世代の結婚・出産を支援する

基本的な方向性

結婚や出産の希望をかなえるために、経済的・精神的な安定を支援し、若いうちに子どもを産み育てることができるようにするとともに、乳幼児を持つ家庭への訪問、産前・産後の育児・家事支援、相談事業など、妊娠・出産・育児期における不安の軽減を図り、切れ目のない支援を行います。また、誰もが仕事と生活の調和のとれた働き方ができる社会に向けた取組を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単位	実績値					5 年度
		改訂計画 策定時	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	目標値
乳児家庭全戸訪問の訪問 率【年間】	%	96.1	95.3	88.8			97.0
産科・小児科(周産期) の救急当番実施率	%	100	100	100			100
妊婦健診の受診率【年間】	%	95.9	88.6	97.4			98.0
子育て世代包括支援セン ターの利用者数【年間】	人	2,531	2,262	2,331			3,244
6歳未満の子どもを育て ている夫婦世帯におけ る、1日当たりの夫の家 事参加時間(平日)	分	116	-	-			170

令和2年度及び令和3年度は、男女共同参画に関する市民意識調査の実施年度ではありません。

施策の推進に向けた主な取組の「成果」

「妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援」

健診・相談・教室の予約制の導入、動線の見直し、内容・プログラムを修正するなど、 感染症対策を施し、概ね予定通り実施しました。また、医療機関との連絡を密に行うこ とで産後うつや育児不安の予防に努めました。

「就職に向けた活動の支援や働き方改革に取り組む企業への支援」

合同就職面接会の開催や若者を対象とした就活応援相談、パソコン講座等を関係団体との共催により実施しました。また、働きやすい職場環境づくりに努めるイクボス宣言企業への支援として、企業立地促進補助金に上乗せして助成しました。

ポストコロナにおいても女性がいきいきと働く社会の実現をテーマとした講演会をオンライン配信で開催することで、市内事業所にイクボスを広め、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進を図りました。

イクボス宣言登録企業であることを評価項目にした総合評価方式の入札を運用しました。

「周産期医療の体制維持と継続実施」

平塚・中郡地域で産科・小児科の二次救急を扱う唯一の病院として、産科・小児科の救 急患者を受け入れ、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に貢献しました。

「産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施」

新型コロナウイルス感染症の流行のため、里帰りができなくなるなど、親族等からの育児・家事援助等が受けられない状況がありました。また、精神疾患など心身の不調等のため育児や家事を行うことが困難な方も増え、このような方々にヘルパーを派遣し、身体的又は精神的な負担を軽減しました。

「結婚・妊娠・出産を希望する人に対する支援」

特定不妊治療費助成事業、不育症治療に対する助成事業を継続して実施しました。

施策を推進する上での「課題」

「妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室な ど親子への支援」

対面の相談や訪問を苦手に感じる親が増 えていることや、感染対策として、非対面 型の相談や事業が必要です。

「就職に向けた活動の支援や働き方改革に 取り組む企業への支援」

求職者のニーズに合わせた支援内容と周知方法の検討、コロナ危機の時代に必要な企業への支援を実施していく必要があります。

コロナ危機における企業等への周知啓発 方法を検討するとともに、男女が共に活躍 できる社会の実現に向け、男女共同参画意 識の向上を図る必要があります。

課題解決を図るための「取組方針」

「妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援」

適正な情報を提供し、より気軽に健康相談を受けられるよう、情報発信や相談のアクセス方法・手段を増やし、妊産婦や子どもの病気の予防や育児相談に役立てます。

「就職に向けた活動の支援や働き方改革に 取り組む企業への支援」

若者や女性の就労に向けた就労相談やセミナー及び企業向けに労働セミナーを開催するとともに、業務効率化等に繋がる支援を行います。

新型コロナウイルス感染症への対策としてオンライン等による周知啓発を実施するとともに、見直しを行った「ひらつか男女共同参画プラン2017」に基づき支援します。

イクボス宣言登録企業であることを評価 項目とする制度について、適正に運用する 必要があります。

「周産期医療の体制維持と継続実施」 採算性の確保が困難な部門とされている ため、安定した病院経営を継続することが 必要です。

「産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施」

感染リスクを考慮し、利用を控える方がいるため、安心して利用できる体制を整備し、身体的又は精神的な負担を軽減していく必要があります。

「結婚・妊娠・出産を希望する人に対する 支援」

特定不妊治療が保険適用され、誰もが安心 して治療を受ける体制が整たことから、妊 娠、出産に係る支援策を再考する必要があ ります。 イクボス宣言登録企業への評価項目の運用を継続し、働きやすい環境づくりの促進 に寄与していきます。

「周産期医療の体制維持と継続実施」 安定した病院経営のため、医師の確保に努めるとともに、当院の役割・機能を明確 化・最適化し、休日・夜間診療所や地域の 医療機関との連携を強化します。

「産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施」

育児不安や心身の不調を抱えながらも感染リスクを考慮し、利用を控える方がいることから、Webや窓口などを介し、継続的に事業の周知をしていきます。

「結婚・妊娠・出産を希望する人に対する 支援」

特定不妊治療が保険適用されたことから、 妊娠、出産に係る支援策として、プレコン セプションケア(妊娠前の健康管理など) を含め幅広い視点で課題やニーズの調 査・研究に取り組みます。

関連する【取組】と(事業)

【就職に向けた活動の支援】(就労支援事業)

【出産を希望する人に対する支援】(母子保健事業)

【産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施】(母子保健事業)

【周産期医療の体制維持・継続実施】(産科・小児科二次救急実施事業)

【妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援】(母子保健事業)

【働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)に取り組む企業への支援】(男女共同参画推進事業)

(労働セミナー事業)(総合評価入札事業)(企業立地等促進事業)(新たな働き方促進事業)

【男性の家事・育児への参加促進のための支援】(母子保健事業)(多様な学習推進事業)